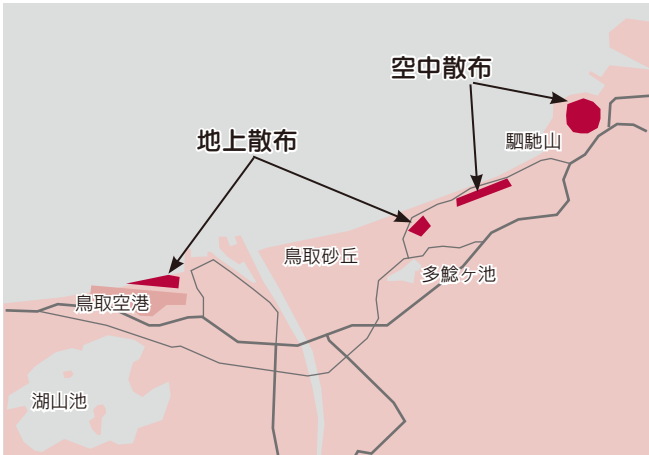


松くい虫防除の薬剤散布にご協力を

☎ 第二庁舎林務水産課 ☎ 0857-20-3235
福部町総合支所産業建設課 ☎ 0857-75-2814

ヘリコプター（福部町）、散布機（福部町・賀露町）による薬剤散布を行います。



区域	散布方法	散布 1 回目	散布 2 回目
賀露町	地上散布	6月4日(月)	6月18日(月)
福部町海士・湯山(ジオパークロード周辺)	地上散布	6月7日(木)	6月21日(木)
福部町岩戸・細川(駒馳山周辺)	空中散布		

※散布時間は5:00～12:00まで予定していますが、気象条件などにより、散布日時が変更になる場合があります。

おねがい

- 薬剤散布した山林に入ると、頭痛やめまいが起きることがあります。散布後1週間程度は散布区域への入山を控えてください。
- ヘリコプターの発着場所は危険ですので近寄らないでください。また、散布区域への駐車は避けてください。薬剤がかかったと思ったら、すぐに洗車してください。
- 散布区域内で山菜などを採る場合は、散布前日までに採ってください。
- 散布区域付近にお住まいの人は、当日の午前中は洗濯物を屋外に干さないようにしてください。
※使用する薬剤は、果樹園や田畑でも広く使用されるスミパイン乳剤を水で薄めたものです。

人権擁護委員が委嘱されました

☎ 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143

小谷 孝文さん(平成24年4月1日発令 新任)
藤田 千里さん(平成24年4月1日発令 再任)

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、さまざまな分野の人たちが地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例を見ないものです。現在鳥取市には、27人の人権擁護委員が委嘱されています。

6月のごみ収集(鳥取地域)

☎ 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217

乾電池・蛍光灯の収集

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、**6月1日(金)～7日(木)の小型破碎ごみの収集日(鳥取地域)**にごみステーションに出してください。蛍光灯は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。

- ※朝8時までには必ずごみを出してください。
- ※新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課(☎14ページ)までお問い合わせください。



レジ袋の削減にご協力をお買い物は「マイバッグ」で!

6月は環境月間です

環境月間にともない、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)まで「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」となっています。不法投棄防止監視パトロールなどが実施され、不法投棄の対策の取り組みが強化されます。

※なお、不法投棄をした場合は、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金刑に処せられます。

高齢者等バス運賃優待制度について

☎ 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3453

平成24年3月末まで販売していましたが高齢者等バス運賃優待回数券の有効期限は**平成24年6月30日**です。利用できる路線は、鳥取市内の路線(くる梨、ループ麒麟獅子、湯めぐり、空港連絡バス(鳥取空港～倉吉(各方面高速バスを除く))です。

有効期限を過ぎた場合の払い戻しはできませんのでお早めにご利用ください。

※払い戻し場所は鳥取駅バスターミナルです。

● 高齢者向け定期券を販売しています!

現在、高齢者向け定期券(架け橋、因幡、シルバー悠遊、グランド70)を3割引で販売しています。

販売期間 平成25年3月31日まで

有効期間 定期券に記載された期日

販売場所 鳥取駅バスターミナル

必要なもの 申請書(バスターミナル窓口を設置)、住所・氏名・年齢が確認できる公的機関発行の証明(住基カード、運転免許証など)、顔写真(縦2.7センチ×横2.1センチ)

証明コーナーの休業日

☎ 駅南庁舎市民課 ☎ 0857-20-3491

市民課証明コーナー(本庁舎1階)は、**7月7日(土)、8日(日)**に休業します。

※なお、出生、死亡などの戸籍の届け出は、警備員室(本庁舎裏側入口および各総合支所)で受け付けます。

65歳以上の人の介護保険料を改定しました

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3452

平成24年度から平成26年度までの、65歳以上の人の介護保険料の額を下表のとおり改定しました。額や納付方法を、7月中旬にお送りする通知書で必ず確認してください。

今回の改定では、国による費用負担割合の見直し、高齢社会の進展による要介護認定者の増加予想などにより保険料の増額が必要となる中、基金の取り崩しなどによりできる限り負担を抑制する改定を行いました。

■介護保険料年額一覧表(平成24年度～平成26年度)

保険料段階	所得などの状況	料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が市民税非課税の人	基準額 × 0.5	32,000円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.5	32,000円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額 × 0.625	40,000円
第4段階	世帯員全員が市民税非課税で、上記の段階に該当しない人	基準額 × 0.75	48,000円
第5段階	本人は市民税非課税だが、世帯に課税者がある人	基準額	64,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額 × 1.25	80,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上380万円未満の人	基準額 × 1.5	96,000円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が380万円以上の人	基準額 × 1.75	112,000円

第3段階、第4段階は従来の第3段階を二分割したもの

■納付方法

年金から保険料を天引きする「特別徴収」と、保険料を納付書で支払う「普通徴収」があります。また、両方の方法を併用する場合があります。なお、希望により特別徴収を中止して、普通徴収に変更することはできません。

■減免・軽減制度

災害、病気、失業など特別な事情により保険料を支払えない場合は、申請により徴収猶予または減免を受けることができます。また、低所得の人に対しては軽減制度がありますので、担当課までご相談ください。

■未払いへの対応

納期を過ぎた保険料には督促手数料や延滞金がかかります。また、特別な事情がない限り、保険料を滞納すると、滞納期間に応じて下表のような措置がとられます。

滞納期間	措置内容
1年以上	サービスを利用したときに、いったん全額を支払っていただきます。その後、申請により保険給付相当分(9割)が払い戻されます。
1年6か月以上	滞納している保険料の金額相当分が保険給付される金額から差し引かれることとなります。
2年以上	徴収権が時効により消滅することで、保険料を支払うことができなくなります。その場合は、保険料未納期間に応じて、サービス費用の自己負担額が1割から3割に引き上げられるほか、その間は高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

ボランティアを募集します

介護支援ボランティア事業で活躍していただけるボランティアを募集しています。この事業は、意欲のある人に本市の指定を受けた介護保険適用施設などで催事の手伝いなどのボランティア活動を行っていただき、その実績に応じた金額を交付するものです。交付金額は、活動時間に応じて付与する評価ポイントに基づいて算定されます。

対象者 鳥取市在住で要支援・要介護認定のない、65歳以上の人
交付金 上限5000円/年(評価ポイント1ポイント(1時間)あたり100円)
登録先 鳥取市ボランティア・市民活動センター
 〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2
 ☎ 0857-29-2228

「ノルデ運動」のキャラクター作品及び名称を募集します

問 本庁舎交通政策室 ☎ 0857-20-3257

平成24年10月実施予定のバスの「南部地域実証運行」に併せて行う公共交通利用促進運動(ノルデ運動)のキャラクター作品と名称を募集します。

対象 鳥取県内に居住または通勤・通学している人
内容 「ノルデ運動」の趣旨がよく表現され、オリジナリティにあふれるもので、幅広い世代から親しみや愛着を持たれるもの

方法 応募用紙を使用し、持参、郵送または電子メールにより応募

締切 平成24年6月15日(金) 必着

応募先 本庁舎交通政策室ノルデ運動キャラクター・名称募集係

☎ kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp

※市公式ホームページでも詳しく紹介しています。

「鳥取市くらしの便利帳」を改訂します

問 本庁舎広報室 ☎ 0857-20-3132

平成22年3月発刊の、市役所での各種手続きや医療機関、観光情報など、市民生活に必要な情報を掲載した冊子「鳥取市くらしの便利帳」を改訂します。新しい便利帳は、平成24年9月中に各世帯へお届けする予定です。便利帳の印刷製本、配布などに必要な費用は、広告収入によりまかなわれるため市の財政負担はありません。

便利帳に掲載される広告については、協働発行事業者である(株)サイネックスが6月～7月頃に市内の事業所や店舗を訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。また、直接広告の掲載をお申し込みいただくこともできます。

広告に関する問い合わせ先

(株)サイネックス鳥取支店 ☎ 0857-53-7267